

第24期  
定期総会

# 規約改正などを承認



11月15日、長野市・労働会館で第24期定期総会を開催し、28人(団体・個人会員、役員)が出席した。

司会の上野幹事が中山会長を議長に指名し、議事を進めた。西澤事務局長が第1号議案「活動報告」、第2号議案「収支決算報告」を行い、承認された。

会計監査報告は、監事2名が欠席のため、議長が書面にて提案し承認された。活動方針案と収支予算案は規約改正を前提にしているため、先議議案として第6号議案「規約の一部改正」について萩原幹事が提案し、承認された。第3号議案「活動方針案」、第4号議案「収支予算案」を萩原幹事が、第5号議案「役員改選」を原田副会長が提案しそれぞれ承認された。出席者はこの後、懇親会で交流を深めた。

## 会報

# モンゴル

VOL 61 2013. 11. 29

●発行所 中山喜重  
●発行所 長野県モンゴル親善協会  
長野市県町532-3  
TEL・FAX 026-235-6717

## 協会の新たな方向を

### 中山会長挨拶

まずはじめに、第24次植林交流団を募



集しながら、派遣することができず、迷惑をおかけし、誠に申し訳ない。今総会では後ほど提案する規約改正に基づき、会費徴収を止め、定期的行事も取りやめる方向で活動を進めていきたい。協会の看板を下ろすかという議論なども、この間事務局会議で重ねてきた。しかし、当協会を頼って、在住のモンゴル人を紹介してほしい。モンゴルの話のできる方を紹介してほしいなどの各種問い合わせがある。

また、モンゴル大使館との連携もあり、引き続き協会としての責任を果たしていく必要がある。23年間続いてきた協会の、新たなあり様について議論を深めていただき、引き続き活動への支援をお願いしたい。

## 主な活動報告

### 主たる活動内容

1. 関係諸団体の講演会・会議等に出席  
(1) 県内労働団体主催の新春交歓会に出席  
(2) 県経営者協会主催の互礼会と定期総会・講演会に出席  
(3) 日本モンゴル親善協会主催の新年会に出席  
(4) 長野国際親善クラブ主催の新年祝賀会に出席
2. 各種関係団体のイベントに参加・協力  
(1) 信州新町モンゴルフェアに出展  
(2) モンゴルの子供たちを支援する会(松本市)主催の「馬頭琴&ソフラー」チャリティーコンサートへ出展
3. 会報の発行(第60号:11/22)  
1面 「第23期総会報告」(活動報告・活動方針・役員交代など)  
2面 一太閣・鶴竜 元関脇・旭天鵬を囲む会、「フレルバータル駐日大使、阿部知事と懇談」、「モンゴル関連だより」(清泉女学院大学オープンキャンパス講座)に参加、新任フレルバータル大使と面談、信州新町フスタに出展、おおい地球人ワールドフスタin長野スタップ募集
- (3) 「つえだ多文化交流フスタ」に上田市在住のモンゴル人親子の応援で出展  
(4) 信大工学部・経済学部の留学生主催の「信州モンゴル交流会」へ出展。モンゴルの旧正月を模した行事などあり、留学生と国際関係団体との交流が行われた。  
(5) 長野駅東口長野冬季オリンピック記念イベントへ出展

# 主な活動方針

定期的活動は見合わせ、モンゴル大使館との関係及び対外的に必要な事項、さらに県内モンゴル在住者への支援に限定し、事務局会議の議論を経て、責任を果たしていく。また、植林・植樹活動は関係団体と協議し、進めていく。

具体的活動内容

1. モンゴル大使館及び日本モンゴル親善協会との連携
2. 協会への各種問い合わせ、要請には可能な限り応えていく。
3. 植林・植樹活動は関係団体と協議し、進めていく。
4. 会報モンゴルを発行する。
5. 事務局員を増員する。ナランゴアさんと水野双葉さん。

# 役員改選規約改正

第5号議案「役員改選」では、西澤事務局長が退任し、副会長となった。当面、事務局長は置かず、事務局会議を必要に応じて開催し、対応していく。また、事務局員を補充し、各種問い合わせやイベント等への出展などに対応する。そのため、事務局員を補充した。

第6号議案「規約の一部改正」の主な改正点は、①名誉会長を削除、②総会は定期的開催しない、③個人・団体会費の徴収を廃止、④定期総会を基本的に開催しないため、会計報告は会報で行う、こととした。

# 今後とも指導を

4月18日、「急性白血病」という難病のため入院加療中ですので、事務局長の仕事を辞めさせていただくことになりました。平成6年のモンゴル訪問団「小室節の源流を訊ねて」に参加して以来、20年間という私の人生の4分の1を、モンゴルのお付き



西澤 寛事務局長

現行	改正
<p>(名誉会長) 第6条 本会に、前条に掲げる役員その他、名誉会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>(役員等の選任・任期) 第7条 (3)名誉会長及び顧問は、総会において推戴する。</p> <p>(役員等の任務) 第8条 (7)名誉会長及び顧問は、諸会議に出席して、意見を述べるることができる。</p> <p>(会議) 第9条 (1)会議の成立は、構成員の過半数（委任状含む）とする。 (2)会議の採決は、出席者の過半数によるものとする。 (3)総会は、定期総会の他に臨時総会を開くことができる。</p> <p>(経費) 第11条 本会の経費は、任意会費、事業収入及び寄付金をもってこれに充てる。</p> <p>(会費) 第12条 (1)会費は次の各号とし、それぞれ各年度内に納入するものとする。 (1)個人会員 任意会費 1口 1,000円以上 (2)団体会員 任意会費 1口 10,000円 会費納入については、事務局から通知する。</p> <p>(会計年度) 第13条 本会の会計年度は、毎年11月1日から翌年10月末までとする。</p>	<p>(名誉会長) 第6条 本会に、前条に掲げる役員その他、顧問を置くことができる。</p> <p>(役員等の選任・任期) 第7条 (3)顧問は、総会において推戴する。</p> <p>(役員等の任務) 第8条 (7)顧問は、諸会議に出席して、意見を述べるることができる。</p> <p>(会議) 第9条 (1)削除 (1)総会は、必要に応じて開くことができる。 (2)会議の採決は、出席者の過半数によるものとする。</p> <p>(経費) 第11条 削除</p> <p>(会費) 第12条 削除</p> <p>(会計年度) 第13条 本会の会計年度は、毎年11月1日から翌年10月末までとする。なお、会計報告は会報で行う。</p> <p>附則 この規約は平成25年11月15日から施行する。</p>

# 事務局員紹介

協会のお手伝いをさせていただくお二人



水野 双葉さん  
長野市在住



ナランゴア・グルジャワさん  
長野市在住

事務所 〒380-0888  
長野市県町532-3 労働会館内  
TEL: FAX  
026-2325-6717  
http://w2.avis.ne.jp/~mongol  
事務局は非常勤となっております。お問い合わせは留守番電話かFAXでお願います。

合いをさせていただきました。  
この間、創立10周年・20周年行事をはじめ、馬頭琴演奏会、映画上映会、各種国際交流イベントに出展等、たくさんの方々に参加いただき、皆様からの「指導」「鞭撻」により、無事務めさせていただきました。ありがとうございました。

これからは、副会長として役員に残りませんが、体調のこともあり、できるだけのことはお手伝いしてお役に立ちたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。